

# 山梨県公報

号外第七十号

平成二十二年

九月三十日

木 曜 日

## 目 次

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	—
山梨県農業改良資金貸付規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	—

## 規 則

### 山梨県規則第三十四号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表消費者安全・食育推進課の項に次の一号を加える。

十 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)の施行に関する事務	第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
--	-------------------------

## 附 則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

### 山梨県規則第三十五号

山梨県農業改良資金貸付規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県農業改良資金貸付規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

(山梨県農業改良資金貸付規則の一部改正)

第一条 山梨県農業改良資金貸付規則(平成十四年山梨県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県農業改良資金貸付資格認定規則

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 県は、農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第二百二号。次条において「法」という。)及び農業改良資金融通法施行規則(平成十四年農林水産省令第五十七号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、農業者等に対する農業改良資金の貸付資格の認定を行うものとする。

第二条の見出しを、「貸付資格認定の対象者」に改め、同条中、「前条第一項」を、「前条」に、「貸付けに係る資金」以下「貸付金」という。の貸付け」を、「貸付資格の認定」に、「以下、農業改良措置」を、「以下この条及び次条において、農業改良措置」に、「以下、認定中小企業者」を、「以下この条において、認定中小企業者」に改め、「以下これを「農業者等」という。」「を削る。  
第三条及び第四条を削る。  
第五条第一項中、「第一号様式」を、「別記様式」に改め、同条を第三条とする。  
第六条から第十五条までを削り、第十六条を第四条とする。  
第一号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所  
氏名 印  
〔 法人にあつては、事務所の所  
在 地、名称及び代表者の氏名 〕

### 貸付資格認定申請書

山梨県農業改良資金貸付資格認定規則第3条第1項の規定により、貸付資格の認定を受けたいので申請します。

なお、この申請書（別添を含む。）及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

注 農業改良措置に関する計画書を添付すること。

第一号様式を別記様式とする。  
第二号様式及び第三号様式を削る。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

**第二条** 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七の表農業技術課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号を次のように改める。

十四 山梨県 農業改良資 金貸付資格 認定規則(平 成十四年山 梨県規則第 四十九号) の施行に関 する事務	第三条第一項の規定による貸付資格の認 定	農務事務 所長

別表第二の七の表農業技術課の項中第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。

**附則**

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行前に貸し付けられた農業改良資金(第一条の規定による改正前の山梨県農業改良資金貸付規則(以下この項から第四項までにおいて「旧規則」という。))第一条第一項の農業改良資金をいう。以下この項及び次項において同じ。及びこの規則の施行前に旧規則第五条第一項の認定を受けた者(この規則の施行後に第四項の規定によりなお従前の例によることとされる認定を受けた者を含む。))に対してこの規則の施行後に行われる農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に旧規則第一条第二項の規定により貸し付けられた融資機関(同項に規定する融資機関をいう。以下この項において同じ。))に対する貸付金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関に対してこの規則の施行後に行われる当該業務に必要な資金の貸付けについて

は、なお従前の例による。  
4 この規則の施行前にされた旧規則第五条第一項の認定の申請であって、この規則の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものについての知事の認定については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番